

# 広島県教育委員会会議録

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年12月23日（水） 13：00開会

14：45閉会

## 1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	長	谷川	信	男
管理部長	池	田	克	輝
学びの革新推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参	与	生	田	徳
理	事	榊	原	恒
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一
教育支援推進課長	林			史
義務教育指導課長	重	森	栄	理
豊かな心と身体育成課長	阿	部	由	貴子
生涯学習課長	田	坂	嘉	章

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第3	第4号議案	博物館登録について	2
日程第4	報 第1号	令和2年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	4
日程第5	報告・協議1	公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等について	7
日程第6	報告・協議2	令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について	12
日程第7	第3号議案	広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について	13
日程第8	第1号議案	教職員人事について	14

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

本日の会議は、今月12日から、広島県・広島市新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策を実施していることを踏まえまして、委員の皆様には、最寄りの県関係機関に御参集いただいて、ウェブ会議での形での開催とさせていただきます。

細川委員は北部教育事務所、中村委員、近藤委員は県庁東館、志々田委員は東京事務所、菅田委員は教職員課福山分室からの参加となります。

また、ウェブ会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面、上の方に教育委員会会議定例会と書いてございますA4の紙に記名と捺印をいただくこととしております。あらかじめ御了承ください。また、ウェブ会議のため、説明者も座ったままでの説明とさせていただきます。あわせて御了承ください。

それでは、日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の教職員人事について、第3号議案の広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第3号議案は公開しないで審議することといたします。

## 第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、林教育支援推進課長、説明をお願いいたします。

林教育支援推進課長： 第2号議案によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正につきまして御説明いたします。

この度の一部改正は、1の提案要旨に記載しておりますとおり、令和3年度の県立高等学校への入学生から、授業料の保証人制度を廃止することに伴うものでございます。

具体的には、資料1ページを御覧ください。県立高等学校の全日制及び定時制課程へ入学を許可された者につきましては、広島県立高等学校学則に基づき、保護者から保証人の連署する授業料納付の誓約書を提出させることとしております。現在、高等学校の授業料につきましては、国の高等学校等就学支援金制度により、多くの方が実質無料化されておりますが、実際には授業料の支払いが発生しない保護者からも制度上、保証人を定めてもらうこととなっております。よって、この度保護者等の入学手続に係る負担軽減を図るため、令和3年度の入学生から保証人制度を廃止することとし、改正案のとおり保証人に係る規定の部分を削除する予定でございます。

改正案につきましては1ページ、広島県立高等学校学則の新旧対照表につきましては2ページにそれぞれ記載しております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日を予定しております。

なお、誓約書の様式を定めている広島県立高等学校学則施行細則につきましても、同様の改定を行う予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 幾つか教えていただきたいのですが、まず、この誓約書というのは、どこまでを保証してもらうものなののでしょうか。つまり授業料に限るものなのか、それともいろいろなことが可能性としては起こり得ると思うのですが、そういったその他の損害までも対象にしているものなのか、これ、いかがなのでしょう。

林教育支援推進課長： こちらは授業料を対象としております。

中村委員： 分かりました。

それからもう1点、保護者の定義というのは明確に決まっているものなのですか。

林教育支援推進課長： こちら保護者等としておりまして、後見人と申しますか、保護者の代わりをしてくださる方も対象となっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 第4号議案 博物館登録について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、博物館登録について、田坂生涯学習課長、説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長： それでは、第4号議案によりまして、博物館登録について御説明申し上げます。

この度一般社団法人日本石庭文化保存協会から仙石庭園銘石ミュージアムの博物館登録の申請がございました。

説明に入ります前に、登録博物館について簡単に補足をさせていただきたいと思えます。3ページを御覧ください。博物館として登録されるためには、博物館法等に定める要件を備えている必要がございます。それは資料でございます職員でありますとか年間開館日数、資料、施設等ということでございます。博物館として登録されますと、美術品補償制度を利用できるほか、私立博物館の場合は税制面での優遇が得られます。

4ページに県内の登録博物館の一覧を添付してございますので、後ほど御覧ください。それでは、今回の仙石庭園銘石ミュージアムについて御説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。当ミュージアムは東広島市高屋町にございます。日本の石の文化に触れること及び庭園文化を伝承することを目的として、県内はもとより日本全国から岩石を集め、日本庭園という形で保存、展示をしております。集められた岩石の中には、伊予の青石など、各地の銘石がございました。沿革のところになります。当初は個人によって造園が開始をされまして、平成17年から一般公開されております。博物館への登録を目指しまして、平成28年に一般社団法人を設立されました。また、鉱物を主体としたコレクションの屋内での展示を開始するなど、現在の形となっております。この度学芸員の配置など、登録に必要な環境が整ったことから、登録の申請書が提出されたものでございます。

6ページ以降には、当ミュージアムのリーフレットやこれまでの行事のチラシ等を添付してございます。後ほど御覧ください。

それでは、資料の1ページにお戻りください。資料の1ページですが、博物館の登録につきましても、博物館法第12条及び博物館の登録審査基準要項に定める条件を備えている必要がございます。この度、申請書類の確認とともに、学識経験者による実地調査を行いまして、意見を聴取しているところです。

まず、この表の見方でございますが、左側に登録の要件、中ほどに当該ミュージアムの状況、そして右側に学識経験者の所見及び適否ということになってございます。

まず、第1号、博物館の資料についてでございます。収蔵資料点数は岩石、鉱物、化石等の所蔵資料が756点、これは屋外にございます。それから寄託資料501点、これは屋内にございます。県内だけでなく、日本全国から貴重な岩石を集め屋外に庭園という形で展示をしております。また、屋内におきましては、全国各地や海外から収集いたしました珍しい鉱物や化石等が展示されてございます。

第2号は職員でございます。館長及び学芸員のほか、必要な職員を有することと定められております。当該ミュージアムには館長、副館長及び学芸員が配置をされてございます。

2ページを御覧ください。第3号、建物及び土地でございます。審査基準では、165平米以上の建物があることを原則とし、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があることとされています。館の現状といたしましては、延べ床面積が約167平方メートル、展示室、事務室、研究室、収蔵庫など、博物館の目的に沿った施設が整備されています。また、土地は3万平方メートル余りとなっております。

第4号の開館日数でございます。年間150日以上の開館日数が必要と定められております。過去3年間では、年末年始を除き開館されており、基準を満たしております。また、常設の展示に加えまして、屋外の庭園を活かした行事を企画され、写真コンテスト、庭園文化の講演会などを開催されています。また、学校教育に対する配慮といたしましては、小学校の理科の学習内容に基づいた地球環境や地層のパネルなどを作成しております。現在コロナということで見合わせておりますが、時機を見て講座などを再開されるということでございます。

以上の各項目の調査状況を踏まえまして、総合所見といたしましては、博物館法第12条及び博物館の登録審査基準要項に定める要件を備えているものと判断してございます。また、学識経験者からは、県内でも貴重な自然科学分野の博物館となることが期待されるとの意見であり、登録博物館として適当であるという評価をいただいております。以上のことから、仙石庭園銘石ミュージアムを博物館として登録してもよいものと考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

中村委員： 私自身はこの施設というかミュージアムは存じ上げませんでしたけれども、これを拝見すると資料の中身等々、大変よい施設と拝見しましたので、またいろいろ努力をされて博物館として登録にするに至る内容にされているということで、是非行ってみたいなと思うのですが、一つ教えていただきたいのは、学芸員の配置が要件となっていますけれども、学芸員というのは何か要件というか、資格みたいなものが何かあるのでしょうか。

田坂生涯学習課長： 国の方で学芸員の資格というのを定めてございます。一般に大学で必要な科目を習得すること、さらには実習を行うということがありまして、その要件を満たせば学芸員となれるというものでございます。やはり資料の収集、そして研究ということが必要でございますので、博物館においては学芸員の配置ということが義務づけられてございます。

中村委員： 公的な資格があるということなのですね、はい、分かりました。ありがとうございます。

志々田委員： 私も県内のこういった文化施設が増えていくことはとても良いことだと思っておりますが、年間どれぐらいの方がこの施設を利用されているのか分かりますか。

田坂生涯学習課長： 2ページの開館日数のところに表がございまして、3年間の利用者数が載っております。平成29年度は1万1,000人、昨年度は7,800人余り、大体コンスタントにこれぐらいの人数の方が利用されていらっしゃいます。

志々田委員： ありがとうございます。やはりせっかく博物館があっても、広報といったところが弱いとなかなか活用できないと思いますので、生涯学習施設の一つとして、やはり県としてもこうした博物館等の活用であるとかアピールとかということもこれからも続けていただければと思います。以上です。

細川委員： 少し関連するのですけれども、小・中・高校生に対する今までのこのミュージアムの関わられ方、それから今後、考えられている関わられ方とかがございましたら教えていただきたいと思います。

田坂生涯学習課長： 説明の中でも少し触れましたが、やはり理科の学習と密接に関わるところがございますので、そういった学習につながるパネルを用意したりということを準備されてございます。また、これは学習に直結するわけではないですが、地域の小学校が遠足で利用するというような形の中で、岩石に触れるということもされているように伺ってございます。この辺りはしっかりこれからもやっていきたいと伺ってございます。

細川委員： 入館料については、小・中学校生とかも全てこの料金という御理解ですか。

田坂生涯学習課長： 7ページにリーフレットを付けてございますが、小・中学生以下は無料となっております。

菅田委員： 意見なのですけれども、後ろの方にパンフレットの白黒写真を付けていただいているのですけれども、せっかくなので、カラーの写真を画面で見せていただければ非常に分かりやすかったかなど。

田坂生涯学習課長： 申し訳ありません。また取り寄せましてお送りします。

菅田委員： 事前に郵送していただいたのでネットで見ているのでいいのですけれども。ウェブ会議なのでそういうのを添えればいいかなど。

田坂生涯学習課長： ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 報 第 1 号 令和 2 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

平川教育長： 続きまして、報第1号、令和2年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 失礼をいたします。

それでは、報第1号、令和2年広島県議会12月定例会に提案をされた教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和2年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案につきましては、資料の中ほど2の臨時に代理した事項に記載しておりますとおり、(1)から(4)までの4件でございます。資料に沿って順に御説明をいたします。

まず、資料1ページをお願いいたします。令和2年度教育委員会関係補正予算についてでございます。

まず、1の令和2年度一般会計補正予算の(1)の歳入についてでございます。

表の補正額欄の一番下、教育委員会計欄に記載しておりますとおり、3億900万円余の減額となり、現計予算額は434億4,200万円余となっております。

次に、(2)の歳出につきましては、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計に記載しておりますとおり、6億3,700万円余の減額となり、現計予算額は1,668億7,700万円余と

なっております。

要求内容につきましては、下段の点線囲みに記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止等した県立学校におきまして、保護者の経済的な負担軽減のため、キャンセル料を支援する経費といたしまして、3,600万円余の予算計上を行ったほか、令和2年4月の公民格差等に基づく給与改定に伴う補正といたしまして、3億3,400万円余の減額を補正予算として計上したところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業見直しについて、教育委員会における見直し結果等について御説明を申し上げます。

1の概要に記載しておりますとおり、全庁におきまして、令和2年9月に実施をいたしました事業見直し後の状況変化等を踏まえて、フォローアップを行ったものでございます。

実施に当たりましては、2の見直し結果に記載をしておりますとおり、事業見直し後に計上いたしました新型コロナウイルス感染症緊急対応などの補正予算を含めた全事業を対象とし、その後の社会経済情勢等を踏まえて、幅広く見直しを行ったものであり、今後の緊急対応に活用が可能な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含めて整理をしたところでございます。今回の事業見直しによりまして、事業費3億3,900万円余、うち一般財源は5,600万円余、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3億300万円余の減額を計上したところでございます。

具体的な見直しの内容につきましては、4ページの3の見直しの内容の(1)に教職員旅費など、主な事業・業務を記載してございます。また、(2)にはその他全般的な見直しを行ったものについて記載してございます。

5ページをお願いいたします。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、令和2年広島県人事委員会勧告などを考慮し、職員の期末手当を改定するなど、必要な規定を整備するものでございます。教育委員会に係る内容といたしましては、1の公民格差に基づく職員の期末手当の支給割合を0.05月分減額改定、知事等の特別職の職員等の期末手当の支給割合を0.05月分の減額改定、さらには仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備するための介護休暇制度の改正でございます。

5の施行期日といたしましては、公布の日からとさせていただきますけれども、介護休暇制度の改正につきましては、令和3年4月1日からとさせていただきます。

6ページをお願いいたします。知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、1の要旨に記載しておりますとおり、現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な規定を整備するものでございます。

具体的な内容といたしましては、2の条例の内容に記載をしておりますとおり、給料月額につきまして、知事は12%、副知事等は10%を減額することとさせていただきます。

なお、3の施行期日といたしましては、令和3年1月1日であり、減額する期間は令和3年1月1日から令和3年6月30日までの半年間でございます。

少し飛びまして45ページをお願いいたします。高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金に係る債権で、税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、回収努力を行っても回収ができない状況で時効期間が経過したものにつきまして、権利を放棄することについて議会の議決を求めたものでございます。

今回、権利放棄することになる債権の年度と金額につきましては、表にお示しをしておりますとおり、債務者は6名で総額65万7,000円となっております。

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付元金につきましては、これまで債務者宅への訪問や支払督促の申立てなど、法的措置等を行ってまいりましたけれども、債務者及び連帯保証人が長期にわたる所在不明、生活困窮等によりまして、回収努力を行っても回収できない状況が続く、時効期間が経過したため、権利の放棄を行うものでございます。教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、11月27日付け及び12月4日付けで同意する旨の回答をさせていただきます。

御承認のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。



細川委員： まず、1ページ目の一番下のところで御説明いただいた修学旅行キャンセル料補助事業等の額ですが、これはキャンセル料の全額ですか、それとも一部ですか。

江原総務課長： この度、補正予算を計上いたしました部分につきましては、キャンセル料のうち企画料の相当分、大体10%程度と言われてはいますけれども、その部分について補助をするための経費を計上したものでございます。

細川委員： 私がお聞きしたところでは、キャンセル料と企画料というのは別物で、キャンセル料については国の方から委員会からお話もありましたよね、企画料の方がどうしても保護者が負担しなくてはならなくなっているというお話を秋頃には聞いたのですが。

江原総務課長： 一斉休業の時点では国庫の対応があったのですけれども、その後の修学旅行に関しましては、国庫の補助といったものがなされないという状況続いておりましたが、臨時交付金の対象となるといったことを受けまして、今、細川委員がおっしゃったいわゆるキャンセル料の中の企画料の部分に関しては、21日以前であれば企画料以外は中止した場合には免除になるわけですけれども、21日以前であっても企画料部分は請求がなされる可能性があるということもありまして、その部分に対しましてこの度補助をするという判断をしたものでございます。

志々田委員： 今のところで、不勉強というか世の中のことを知らないのかもしれませんが、企画料とは一体何ですか。

江原総務課長： 修学旅行につきましては、受注型の企画旅行に該当するものが多くなってございまして、いわゆる旅行そのものの企画の部分については、旅行をするしないにかかわらず、かかった経費ということがあるということもありまして、その中止に際してはその部分のキャンセル料の請求がなされることがあるというものに対応したのになってございます。

志々田委員： すみません、つまり学校の修学旅行を業者に頼んでコーディネートしてもらって修学旅行をやっているということですか。

江原総務課長： そういった場合に対応するといった内容でございます。

志々田委員： 修学旅行って何のためにやっているのかなというところで、要はパック旅行みたいなものですね。業者側がいろいろなプラン、企画やなんかも、要はお任せして作ってもらったり、多少こちらからのオーダーもしたりとか、いわゆる普通の旅行みたいなものとあまり変わらない内容になっているということでしょうか。

江原総務課長： 委員御指摘の点の部分でありますけれども、当然、教育の一環として実施をするということでございますので、学校として行き先も含めて一通りの条件を付した上で詳細な行程等を企画してくるといったような形成を取られているものと考えております。

志々田委員： 何となく不思議な感じというか、修学旅行って一体何なのだろうかと、こういうところのお金を見ても何か考えさせられる内容ではあります。もちろん払うこと自体は全然構わないのですけれども、本当にこういう経費をかけて教育の一環としてやっているのですからお聞きしてみました。もちろん御家庭、様々な保護者の環境があるので、こういう形で補助が公としてできるのであればすばいと思いますけれども、今後の修学旅行というものを考えていく上で、一ついい教訓になったのかなと何となく思いました。以上、意見です。

近藤委員： 新型コロナウイルス感染症を踏まえた事業見直しについてですけれども、4ページの(1)のイ、新型コロナウイルス感染症緊急対応分として学習保障に必要な人的体制強化事業と県立学校ICT環境整備事業がマイナスになっているのですけれども、これは新型コロナウイルス対応のために補正予算プラスを付けたけれども、そこまでかからなかったのがマイナスという趣旨なのでしょうか、教えてください。

江原総務課長： 今御指摘いただきました学習保障に必要な人的体制強化を例に取って申し上げますと、委員御指摘のとおり、コロナ対応ということで計上させていただいた補正予算につきまして、その後の実施の状況によりまして、より効率的に実施をすることができるようになったということを踏まえてやったものでございまして、例えば学習指導員に関して申し上げますれば、配置済みの非常勤講師による補習であったりとか、あるいは短い時間による補習の実施などによりまして、長期休業中のみで対応できるようになったという事例であったりとか、あるいは非常勤講師の時間数を追加して配置をすると、新たに雇わずに追加をして配置をするという手法をもって通勤費といったものがなくなったりというようなことで減額をするものでございます。

近藤委員： 一応まだ年度末まで期間があるのですけれども、現時点での補正ということになるの

ですね。3月末までの分を見越した上での減額に当然なっているのだと思うのですけれども、先の部分についてはどうなっているのかというのを、年度中のこれから先の部分がどういう検討をされてこういうような減額数値になっているのかというところを教えてください。

江原総務課長： 委員御指摘の部分に関しましては、3月末までの見込みといったものを踏まえた上でこの度の減額という措置を取ったものでございまして、中には追加の要望等々がある可能性があるものにつきましては減額をしないとといったような判断をしたものもございません。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり承認されました。

#### 報告・協議 1 公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等につ

いて

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議 1 でございます。公立高等学校入学者選抜制度の改善の進捗状況及び県立高等学校における現状等につきまして御説明をいたします。

資料をお開きいただきまして、1 ページ目から 2 ページ目にかけて、これは昨年、令和元年の12月18日に教育委員会会議で決定し公表した資料でございます。入学者選抜制度の改善の視点、広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力、これとしまして、自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力、これを明示した上で、学力検査と調査書、自己表現の配点の比率を6対2対2とすることなど制度の骨子を定めて公表しております。その後、新制度の対象となります中学校1年生に対して、4月に入学者選抜制度について分かりやすくまとめたリーフレットを配付いたしまして、制度の周知を図るとともに、事務局におきましては、引き続き校長等の意見を聞きながら制度運用の詳細ですとか、あと諸様式について検討を行いまして、運用上の基本的な事項を取りまとめました。

今年度に入りまして、その後の検討状況につきまして御説明をしたいと思います。

3 ページでございます。これはイメージということで昨年の段階でお示しをしておりましたけれども、入学者選抜の実施内容シートというものでございます。新制度では、各高等学校の学科・コースの特色に応じた入学者選抜の充実を図り、中学生の一層の主体的な学校選択を実現するというので、全ての高等学校において、学校の教育目標や育てたい生徒像、それから入学者受入方針、入学者選抜の実施内容を事前に公表するというようにしてございます。

4 ページにつきましては、こちら先ほどのが一次選抜、今でいう一般入試ということですが、二次募集のシートが裏に付いております。先般11月に正式に様式の案ということで定めをしまして、各県立高等学校等に通知をして、これに基づいて高等学校の方で具体的な実施内容の検討に今着手に入ったという状況でございます。各校の選抜実施内容につきましては、今後、教育委員会事務局と各学校の方で調整をしっかりといたしまして、来年度中には全校分を取りまとめて公表していきたいと考えてございます。

それから、資料の5 ページ、6 ページにかけて、自己表現に関する資料を添付してお

ります。新制度においては、先ほどの自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力、これがどのくらい身に付いているかということを見るために、受検生全員に自己表現というものを実施することとしております。

6 ページに掲げておりますけれども、自己表現の評価の在り方を内外にお示しをすることで、受検生、あるいは保護者、中学校教員、自己表現を実施する高等学校の教員等に身につけてほしい力を分かりやすく伝えるという狙いがございます。

また、入学者選抜制度の改善と併せまして、中学校までの教育活動の中に自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力、これを身に付けていくことが非常に重要だということで、7 ページの方でございまして、こういった広島県の15歳の生徒に身に付けてほしい力を育むためにという資料を作成いたしまして、中学校等の教育活動の参考として活用を図っているということでございます。この資料において、小学校等の段階から、先生や友達に心を開いて何でも話することができる安全・安心な学校環境づくりが重要であるということなどを現場の先生方にお伝えをしているということでございまして、こういったことにつきましては、制度が決定した段階から各学校の方へしっかり内容をお伝えして取り組んでいただくようお願いをしているところです。

今後は、令和4年3月の入学者選抜実施内容の公表に向けまして、入学者選抜基本方針の決定、それから入学者選抜実施要項の作成・公表、こういった具体的な内容について進めていきたいと考えております。関係課、校長等と連携をしながら具体を更に詰めていきたいと思っております。

続きまして、この入学者選抜制度に係ってということでございまして、現行の県立高校における現状と課題ということで少しお話をさせていただければと思います。

各学校においては、これまでも学校の特色づくりを進めてきたところでございます。この度の入学者選抜制度の改善は、各学校の特色を受検生に分かりやすく提示をし、主体的な生徒の学校選択を一層促していくということを旨としております。その一方で、少子化がどんどん進みまして、こういった影響で生徒数の減少、学校規模の縮小、定員割れの拡大が進んで学校の特色づくりや活力ある教育活動を展開することが困難になってきていると、そういった学校も出ているという状況がございまして。

8 ページを御覧いただければと思います。公立高等学校における定員割れの状況でございまして。公立高等学校全体の定員割れ、これが一番下から2行目にございまして、増加傾向にあるということで、令和2年度入試においては、令和元年度と比べ約400人定員割れが増加している。それから定員割れ率ということでございまして、これが公立高校全体で4から5%程度で推移をしていたところですが、令和2年度には8%近くまで上昇しているということで、特に中山間地域以外の地域における県立高校、こういったところでもこれまで定員割れが生じてこなかったような学校においても、定員割れが生じてき出したという状況がございまして。

9 ページを御覧いただければと思います。本県における中学校3年生在籍者数についてのグラフでございまして。昭和63年度、第2次ベビーブームのときに生まれた子供が中3生になった時点ですけれども、昭和63年をピークに減少傾向がずっと続いているということで、令和2年度にはピーク時の約半数の2万4,561人ということになっております。また今後15年間で更に4,500人程度減少するということが見込まれております。

また、本県での全日制県立高等学校の設置状況でございまして、一番左の方にございまして、昭和40年代後半から始まった生徒急増期に対応するため、分校を本校にすとか、あるいは市町立学校を県に移管するといったことも含め、一番左の本校60校とありまして、ピークが90校とございまして、本校という見方をすると30校が新設をされているという状況でございまして。一方で、平成元年度以降の生徒急減期においては、平成14年3月に県立高等学校再編整備基本計画、これを策定いたしまして、全日制本校・分校の統廃合等による学校の適正配置というものを進めて、あるいは適正規模というものを進めてまいりました。現在の県立高等学校数は79校となっております。生徒急増期が始まる前、先ほどの60校と比較しても生徒数が非常に少なくなっているという中にかかわらず、学校数はそれをかなり上回った状況にあるという状況でございまして、相対として全体の学校の規模が小さくなってきているということが言えると思っております。

また、これまで進めておりました学校の先ほどの再編整備基本計画で進めてきた統廃合ですとか、募集停止というところなのですけれども、少子化が先に先行した中山間地域を中心として実施をしてきたということがございまして。それで、中山間地域以外の地

域では、生徒減少に転じている現在においても、生徒数のピーク時と比較をいたしまして、学校数はほとんど変わっていないという状況が生じております。

続きまして、10ページを御覧いただければと思います。本県では、平成26年の2月に県全体の教育水準の維持・向上を図り、少子化やグローバル化、環境問題など様々な課題に対応し、社会の持続的な発展に寄与する人材を育成するため、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画を策定いたしまして取組を進めております。

従来、全ての学校において適正規模を1学年4から8学級としておりましたけれども、この基本計画では、初めて県立高等学校の配置、規模の在り方に係る基本的な考え方や取組の方向性などを中山間地域以外の地域と中山間地域とで分けてお示しをしております。例えば適正な学校規模につきましては、中山間地域以外の地域は1学年4から8学級を基本とすると、上の方の枠の中にございますけれども、それから中山間地域では1学年2から6学級を基本とするということとしております。現在この基本計画に基づきまして、中山間地域に多く所在をしております1学年1学級規模の学校などで活性化に向けた取組を行っております。一方で、中山間地域以外の地域につきましては、適正規模を下回る学校が増加をしているという状況がございまして、今後こうした状況も踏まえまして、基本計画に沿った対応をしていくことが必要だと考えております。

各高等学校において、学校の特色を生かした活力ある教育活動が積極的に展開をされ、本県高等学校全体の教育水準の維持・向上を図っていくためにも、これまでの基本計画の進捗状況ですとか今後の中学校3年生在籍者数の推移、こうしたものも踏まえつつ、基本計画に掲げるとおり、特に中山間地域以外の地域についても学校の適正配置や学校規模の適正化を着実に実施していく必要があると考えております。

11ページには、先ほど少し触れましたけれども、昭和45年以降の生徒急増期に新設した学校、これが上の表でございます。それから平成元年以降の急減期に募集停止とか統廃合等を実施した学校を下の表の方へ記載をしております。御覧のとおり、募集停止等を行った学校というのが主に中山間地域を中心に行っているという状況がございます。この中の星印がついている学校でございますけれども、これは上の表にある生徒急増期に設置している、なおかつ既に廃止になった学校ということでございます。今後そういった状況を踏まえまして、早期に対応が必要なものと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 1クラスということなのですが、小学校は35人1クラス、文科省が示されておりますけれども、それに関して中学校と高校は将来的にはなっていくのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 議論としては、国でもいろいろされていて報道等にも出ていますと承知をしておりますけれども、なかなかいろいろな教員の配置であったり、あるいは財政的なものであったり、これはまずは国がお考えになることだと思っておりますけれども、具体的にいつまでどうなるというところはまだ全く状況として示されていないといえますか、決まっていないという状況だと承知をしております。

中村委員： まず、公立高等学校の入学選抜制度についてなのですが、選抜内容、実施内容シートの方の案とか拝見してイメージが大分湧いてくるようになったかなと思います。そういう中で、先ほどの御説明でもありましたけれども、大事な内容の一つに各高等学校が特色をはっきりさせる、それを受検生に明示するということが大事だと思うのですが、そこが前から少し心配している点なのですが、学校によっては必ずしも簡単ではないと思いますので、その辺りの明確化、あるいは分かるように示すというあたり、引き続き努力していただきたいですし、御指導いただきたいと思っております。また、これが出てきてみると、同じような内容が教育目標等、入学受入方針等々、ざっと並ぶということではあまり意味がなくなってしまうように感じますので、その辺りお願いしたいと思っております。

それから、ここからは質問なのですが、後段で御説明された今後の高等学校の定員割れを踏まえた在り方、大変大事な話だと思うのですが、中山間地域と都市部とあるわけですが、さらっと説明されたように思いましたけれども、何か現時点でこういうふうに進めていくというものがあるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： まず、先ほどの入試に関することなのですが、特色づくり、非常に重要だと思っております。実は各学校の経営計画、これも毎年お示しをして学校で記載をしてホームページの方で公表しておりますけれども、これもこの入試と合わせて様式を変えたりという作業をしております。これも事務局と共有をしながら、しっかり各学校の特色

が出せるように、平川教育長の方からも、うちの学校はこれをするのだというのをしっかりと書き込んでくれということもお願いをしておりますので、そういったことも含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、2点目の具体的な今の検討状況ということでございますけれども、まず先ほどの今後の高等学校の基本的な考え方を策定したのが平成26年2月ということでございます。これ以降、都市部と中山間で先ほど分けて考えていると申し上げましたけれども、やはりこの計画の中にも中山間地域以外の地域においては、学校数が変わっていないと、生徒数がすごく減ったけど変わっていないという状況があるので、適正規模である4から8学級も含めて統廃合等を検討するという記載をしております。やはり地理的にも学校間が近いというのが中山間地域以外ではかなりございますので、そういったことを含めて、具体的なものも今までも検討してきてございまして早急に、公表できる状況になりましたら、改めて御説明させていただきたいと思っております。

細川委員： まず、6ページの自己表現、評価の在り方案のところなのですが、5ページの自己表現カードに対しての評価の在り方なのですが、自己表現カードを作成することについて、これを発表されてから中学校では今までどのぐらい対応ができてきているのかなということですね。

もう1点は、評定が5点、4点、3点と示されていて、内容を見ますと、真ん中のところです。どこもそうですけども、5点のところは十分にできている、それから3点のところはできていないというこの評価の視点になっているのですけれども、これは2点の差でくくられるところが少し難しいのではないかなという気がするのですよね。例えばこれを5点、4点、3点、2点、1点とか、5点満点で1点から刻まれると、柔軟に評価ができるのかなというような気がしますし、できていないとできているが2点の差で現実の評価としてはうまくできるのだろうかというところを教えていただきたいと思っております。

杉本学校経営戦略推進課長： まず先ほどの中学校の準備ということなのですが、今回特にこの自己表現というのは、先ほどの15歳の力というところを見るのに非常に重要な項目だと思っております。割合も先ほどの6対2対2の中の2に入りますので、かなり大きなウエートを占めるような形にしております。一方で、今まで選抜Iとかで事前に書いて提出をするような資料があるのですけれども、こういったものについて、中学校の校長先生などから、事前に準備をさせて書かせて何回も訂正をさせるような指導をすると、これが大変だというような声をお聞きしております。これが本質としてやはり生徒が自分の思いをしっかりと書いて伝えるということが大事なことだと思っておりますので、そういう意味で準備といいますのは、むしろ書いたりとかいうことではなくて、普段から自分が思っていることを何でも学校の中で話せて、そして自分というのはこういう人間だからこういう活動をして将来こういうことをしていきたいとか、要は自分というものをしっかりと持っていていただくような教育活動をしていただきたいというメッセージも込めて中学校サイドにはお話をしております。

ですから、むしろそういった教育活動が学校の中で進んでいくということが一番の準備になると思っております。実際、今回、自己表現カード自体を書いた文章の内容を評価するとは思っておりません。書くのはある意味メモ程度でも結構だということで、実際には生徒さんが来られて、そこで自分が作った作品を見せながら説明をするとか、あるいは自分というのはこういうのが得意だということで、何か演奏したりとか、そういったものもありだという形で進めておりますので、しっかりと自分が表現できるような形のものを、教育を中学校で進めていただく、これが一番の準備だと思っております。その意味で、先ほどの7ページにございました資料もそういったスタンスで中学校の方に活用いただくということでお示しをしているところでございます。

先ほどの2点目でございますけれども、そういったことですので、基本的に自分のことが理解できてしっかりと表現できているというところで4点かなという、そういう評価の在り方をお示ししているのです。まず来て、それなりに話ができれば4点になりますよと。ある程度それよりかなり高度なレベルのところまで達していれば5と、そうでなければ3というような、むしろ評価のしやすいような示し方ということで私どもとしては考えているということでございます。

細川委員： ということは、特に例えばおおむねできていると十分にできているがはっきり評価ができるという理解をすればよろしいということですね。3ではないけど5でもないのが4という評価ではなく、できているが十分にできているかおおむねできているかで、ちゃ

んと評価ができると理解してよろしいということですね。

杉本学校経営戦略推進課長： はい、私どもとしてはそう考えているところでございます。

菅田委員： 私も自己表現カードについての質問なのですけれども、これは受検当日に書くのですか、それともあらかじめ書いて提出するのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 失礼いたしました。先ほど説明すればよかったですのですけれども、先ほど選抜（Ⅰ）の書類の話をいたしましたので、中学校からの意見もございまして、これは初日に学力検査をいたしますけれども、学力検査が全て終わった後に、最後に書いていただいて、翌日、自己表現につなげるという流れを考えております。

菅田委員： 自己表現カードの案なのですけど、1番、2番、3番というのは毎年同じ設問なのですか、それとも変えられるのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 今は案ということでお示しをしている段階ではあるのですけれども、基本的にはこれを毎年使おうと思っております。ただ、学校に応じて違うということもあると思いますので、それを4番目で追加をするということも可能にしていると。今のところはそういう考え方でございます。

菅田委員： そうすると、中3のあらかじめの受検対策において、学校の先生とか保護者の意見が前に出てしまう可能性があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 今、菅田委員おっしゃったようなことが正に懸念をされるということがありましたので、このカード自体、書いた中身を採点するのではなくて、これを通じて自己表現本体でどれだけ自分のことを理解して表現できているかということをやりながら結果を出していくということになりますので、これ自体極端に言うとも、全く書かれてなくても表現がしっかりできていれば、それで採点をすると考えております。

近藤委員： 同様に自己表現の件なのですけれども、先ほど自己表現の方で作品なんかを持ってきてもらって話してもらっても構わないという話があったのですけれども、本当に難しいのは、人が見ても分かりやすい成果が出ている子は、そういうこういう形で発表がしやすいと思うのですけれども、自分はそれができないのだともしかしたら思っているかもしれないので、その子たちがどういう形でこれを上手にアピールできるのかなというものが課題になってくるのかなと思うのです。そういう意味で、15歳に身に付けてもらいたい力を育むためにというところで、何でも話せる相談できる環境を学校の中で整えてもらって、常日頃から自分がどういう人間なのかというのを個人個人が振り返られるような機会を持ってもらえたらと思うのですけれども、分かりやすく、目立たないけれども自分自身がどういうふうに分かっているのかというのがきちんとどの子も発表できるようなスタイルになればいいというのが意見です。

それともう1点、8ページの中学3年生在籍者数の定員割れの推移を一覧表にしてくださいというのですけれども、何校何か所かというか、前年度の差が結構多い年とそこまで開きがない年というのがあるのだと思うのですけれども、平成29年度と平成30年度は、比較すると3年生の在籍者数が773人減って公立受入人数は370減らしたけれども、定員割れ率は5.4%でとどまっているかと思うのです。それが、令和元年度と令和2年度を比較すると平成29、30年度に比べて在籍者数の数は654で減っていないのだけれども、公立受入人数は少し削減されているということだと思っております。にもかかわらず、定員割れ率が大きくなっているというのは、何か要因として考えられるものがあるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： なかなか毎年の状況で生徒が減る地域ですとか、あるいは要因として減っているのというところだと定員割れが生じているので更に定員を落とすといったような地域事情もございまして、なかなか一概に言えないところはあるのですけれども、直近のところではやはり定員割れが非常に大きくなっているというような非常に大きな課題で、先ほど申し上げたように、今まで定員割れをしてこなかったような学校、具体的に言いますと、例えば海田高校ですとか広島工業高校、こういった学校もかなり今回定員割れをしているという実態があります。やはり具体的な要因の特定というのは、なかなか個別に聞くわけではないので難しいのですけれども、例えば私学関係の国の制度が充実してきたというようなこともございまして、そういったことで保護者、生徒の選択肢が、生徒が減る中でも少し広がってきているということはあるのだろうと思っております。

志々田委員： まず質問なのですが、15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力を育むためにというリーフレットは、各中学校に配って先生方に読んでもらう資料だと理解していいのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： はい、そうでございます。中学校だけでなく、小学校や高校にも同じようにお配りを

しています。

志々田委員： 小学校や高校にも配っているということだったらいと思うのですがけれども、特に選抜を行う側の高校の教員がこれを理解していないと、せっかく入試自体を変えていっても結局昔と変わらない視点で評価されてしまっては元も子もないので、まず中学校の先生とそれから高校の先生に研修が必要なことと、それからできれば中学校と高校の先生とかでこのことについてディスカッションをしたり考えたりという具体的にこういう場面で見られるよねみたいな、そういう研修が必要かなと思うのです。というのは、信頼関係がないと、中学校の教員からすれば、今までこういう評価をしてくれていたのだから、今までと同じように子供たちを教えないと高校の先生が変わっていなかったらどうしようかと、うちの子供たちの良さが分かってもらえないのではないかなというように、そういう不信感があれば教育は変わっていかないと思うので、特に地域性があると思うので、高校の進学は、中学校と高校の先生がどうやって身に付けさせていきたい力を育てていくのかというようなことができる研修が必要かなと思ったのが1点目です。

もう一つは、もちろん前提として子供たちが自分の夢や希望や、それから考えていることとか自分ができると思っている自信のあることなんかを口に出すことができるという安心・安全な環境であるということが必要だというのはよく分かるのですが、なんかこの資料を読むと最終的にそこに全部つながるのですよね。そうすると、では、安心・安全な環境さえあればいいのかという話になりがちで、認識する力か選択する力や表現する力というのは、いわゆる認知スキルなので、やはりしっかり押さえないといけないと思うのですよね。だから全部が安心・安全で子供たちを豊かに育てていれば何か口に出せることができるというものができると勘違いしがちなので、何を力として付けさせるのかということをはっきり明示した資料を用意する必要があると思います。こういうのだと多分、批判は起きないと思うのですよ、安心・安全な環境を育てればいいのだと言っているのですけれども、そんな大ざっぱな話ではなくて、はっきりと身に付けさせたい力がやはりあるわけですから、そういうことをきちっと整理してきちんと伝わるような、もう少し詳しい資料が必要になってくるのかなと思いました。以上、意見です。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。研修とか今御意見いただいた中高の連携というのは必ず必要だと思っておりますので、どういった形でできるかというのはまた考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

菅田委員： 15歳に身に付けてもらいたいパンフレットに関してなのですが、これは学校の先生向きということなのですが、やはり学校だけで教育を行うわけではなく、家庭での教育のことも考えると、もう少し家庭向きに優しい表現であったらいいのかなと感じました。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。制度が決まった時に、教育長から保護者宛てということでメッセージを作って各学校を通じてお配りしております。その延長線上ということなので、これも保護者向けにどういった形で出すのがいいのか少し検討させていければと思います。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議2 令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について、重森義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

重森義務教育指導課長： それでは、説明をいたします。

報告・協議2によりまして、令和3年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明をいたします。

初めに、資料の説明をいたします。1ページ目がこの度の報告をさせていただきます令和3年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。2ページ目は、令和2年度の選任方針でございます、この度との変更点が分かるように示した資料でございます。

3ページ目には、参考といたしまして、10年間の委員の構成表をつけております。網か

けをしております年度が来年度と同様の採択を行った年度でございます。4ページ、5ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししております。6ページには、次年度の教科用図書採択に係る日程をお示ししております。一番上の枠で囲んでいるところが本日のこの教育委員会会議に当たります。最後7ページには、今年度、令和2年度の広島県教科用図書選定審議会の委員をお示ししております。

それでは、説明を始めます。本日は来年度の選定審議会の委員の選任方針について、今年度の選任方針との変更点を中心に御説明をいたします。

1ページを御覧ください。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされているものです。まず、変更となるのは、1の選定審議会における重点審議事項の(1)、(2)の審議対象となる図書でございます。今年度につきましては、令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、中学校等で使用する文部科学省検定済教科用図書及び学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書について御審議をいただきました。来年度は検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書でございますが、これについてのみ御審議をいただきます。これは小学校及び中学校用の教科書の採択の審議は4年に1回であるのに対しまして、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択の審議につきましては、毎年行うこととなっているためでございます。

次に、2の委員の選任に当たっての基本的な考え方を御覧ください。六つの考え方を示しております。(4)から(6)につきましては、広島県が定める非常勤の特別職等の任免に係る事務取扱要領の一部改正に伴い、文言を整理しております。他の3点につきましては変更ございません。

次に、3の委員の構成について御説明をいたします。4ページの構成の欄に示しましたように、委員の区分につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に基づきまして、1号委員として校長及び教員、2号委員として教育委員会関係者、3号委員として教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。また、委員の定数でございますが、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例により、20名となっております。その内訳については、来年度は先ほど申し上げましたとおり、特別支援学校等で使用する教科用図書の採択についての審議が行われることを踏まえまして、資料2ページと比較していただきますと分かりますように、1号委員につきましては、特別支援学校の委員を増やしております。また小学校、中学校いずれにも特別支援学級がございますので、小・中学校の人数は同数としております。今後、慎重に人選を行いまして、3月の教育委員会会議におきましては、審議会の委員候補者を提案させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いたします。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は、御退席をお願いいたします。

(14:27)

【非公開審議】

第3号議案 広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について

広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。



第 1 号議案 教職員人事について

中学校教諭のドラッグストアでの窃取に係る人事措置（停職 1 月）について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

（14：45）

# 広島県教育委員会会議録

令和 3 年 1 月 1 5 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年1月15日（金） 13：00開会  
14：13閉会

## 1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	長谷川	信	男
管理部長	池田	克	輝
学びの革新推進部長	富永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊	保
参与	生田	徳	廉
理事	榊原	恒	雄
総務課長	江原		透
秘書広報室長	糸崎	誠	二
施設課長	吉田		宏
学校経営戦略推進課長	杉本	真	一

## 教育委員会会議定例会日程

	頁
日程第1 会議録署名者について	1
日程第2 第1号議案 県立高等学校の再編整備について	1
日程第3 報告・協議1 公立学校におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果等について	9

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、先月12日から実施しております広島県・広島市新型コロナ感染拡大防止集中対策の実施期間が延長になったことを踏まえ、委員の皆様には、最寄りの県関係機関に御参集いただき、ウェブ会議の形での開催とさせていただいております。

なお、ウェブ会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されますので、会議後に採決内容を確認する書面、上のほうに教育委員会会議定例会と書いてございますA4の紙に記名をいただくこととしております。あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

また、ウェブ会議のため、説明者も座ったままでの説明となりますので、併せて御了承のほどお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思います、いかがでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、本日の会議は全て公開で審議することといたします。

#### 第1号議案 県立高等学校の再編整備について

平川教育長： それでは、第1号議案、県立高等学校の再編整備について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： 第1号議案によりまして、県立高等学校の再編整備につきまして御説明をいたします。

資料、第1号議案を御覧いただければと思います。1の提案の趣旨でございますように、令和4年度から安芸高等学校と呉昭和高等学校の生徒募集の停止を提案するものでございます。

1ページをお開きください。1県立高等学校を取り巻く状況でございます。

表にもございますとおり、令和2年度の県内中学校第3学年在籍者数はピーク時の半数程度まで減少をしております。更に今後15年間で4,500人程度が減少する見込みとなっております。

本県では、昭和45年度からの生徒急増期に対応するため、県立高等学校、全日制本校でございますけれども、30校を新設等しております。新設等と申しますのは、例えば分校を本校にしたとか、あるいは市町立、私立の学校を県へ移管したといったものも含めまして30校増設しているという状況がございます。

一方で、平成元年度以降の生徒急減期におきましては、募集停止・統合等の実施で学校数は11校減となっておりますけれども、そのほとんどが中山間地域を中心に行っているという状況でございます。中山間地域以外の地域におきましては、入学定員を減ずることで対応してきたところでございます。

この結果、中山間地域以外の地域におきまして、生徒ピーク時と比較いたしまして学校数がほとんど変わっていないという状況がございます。全体として学校規模が縮小しているということで、1学年4から8学級、これは「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」にございます、基本的な学級の範囲でございますけれども、これを下回る学校が平成元年度は2校という状況でございましたが、令和3年度には12校に増えているという状況でございます。

高等学校において教育効果を上げるためには、生徒が授業や部活動等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨できる環境を整えることが必要でござい

ます。こうした観点から、一定の学校規模を確保することが求められております。

例えば1学年4学級規模と2学級規模の学校を比較いたしますと、教員の法定数は29から15に減少いたしまして、例えば地歴、地理、歴史の教科がございますけれども、3科目のうち1科目しか当該分野を専門とする教員の配置ができなくなったり、芸術、音楽、美術、書道とか、あるいは家庭、情報といった教科において本務者の配置が困難になるといった、教育環境に影響が生じてくるということがございます。

このため、県立高等学校において、学校の特色を生かした活力ある教育活動を積極的に展開し、本県全体の教育水準の維持、向上を図っていくためには、特に中山間地域以外の地域におきまして、学校規模の適正化に早急に取り組んでいく必要があると考えております。

2の今後の県立高等学校の在り方についてでございますけれども、先ほど申し上げました、本県では、平成26年2月に県全体の教育水準の維持、向上を図り、少子化やグローバル化、環境問題など、様々な課題に対応し、社会の持続的な発展に寄与する人材を育成するため、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」を策定して取組を進めているところでございます。

この基本計画では、初めて県立高等学校の配置及び規模の在り方に係る基本的な考え方や取組の方向性などを中山間地域以外の地域と中山間地域とで分けてお示しをしております。

この度提案をしております学校につきましては、中山間地域以外の地域、都市部等に所在をしております。基本計画では中山間地域以外の地域については1学年4から8学級の範囲内を基本とする。生徒急増期に新設をされた後、生徒減少に転じた後も学校数がほとんど変わっていない状況であることから、今後の生徒数の減少に対しては1学年4から8学級規模の学校も含め、統廃合を検討するとしているところでございます。

続きまして、資料の2ページをお開きいただければと思います。安芸高等学校の生徒募集の停止についてでございます。令和4年度から総合学科2学級を募集停止するものでございます。

理由につきましては、生徒募集を停止する理由のところがございますとおり、(1)安芸高等学校は、生徒急増期に対応するため昭和49年度に開校した学校ですけれども、東区内の公立中学校第3学年在籍者数はピーク時の半分以下まで減少をしております。それから、(2)安芸高等学校は中山間地域以外の地域に位置をいたしますが、1学年4から8学級の範囲内を下回っており、また、平成29年度以降、定員割れが生じている状況がございます。(3)開校当時、同校の近隣にある中学校3校から進学した生徒の割合が23.4%ございましたけれども、現在は5.8%まで減少しているという状況がございます。

(4)ですけれども、当該中学校3校の通学区域は交通至便な場所に位置をしております、その地域からの通学は、広島市内の高陽高等学校や広島皆実高校、市立広島工業高等学校、安芸郡内の安芸府中高等学校まで、距離、交通機関等の状況から十分通学は可能であるなど、このような状況を踏まえまして、令和4年度から生徒募集を停止することを提案するものでございます。

また、今の2ページから3ページにかけまして、安芸高等学校の生徒数の推移等のデータを記載してございます。後ほどまた御覧いただければと思います。

資料の4ページに安芸高等学校の近隣の中学校3校、それから高等学校の配置図をお示ししております。

続きまして、資料の5ページを御覧いただければと思います。呉昭和高等学校の生徒募集の停止についてでございます。令和4年度から普通科2学級を募集停止するものでございます。

理由につきましては、生徒募集を停止する理由の欄がございますとおり、(1)安芸高校と同様でございますけれども、呉昭和高等学校も生徒急増期に対応するために昭和58年度に開校した学校でございます。呉市内の公立中学校第3学年在籍者数はピーク時の半分以下まで減少してございます。(2)呉昭和高校は中山間地域以外の地域に位置をしております、1学年4から8学級の範囲内を下回っている。また、平成30年度、令和2年度と定員割れが生じている実態がございます。

(3)でございますけれども、開校当時、同校の近隣にある中学校2校から進学した生徒の割合は23.7%ございましたけれども、直近では12.9%まで減少しているということがございます。(4)当該中学校2校の通学区域は比較的至便な場所に位置をしております、その地域からの通学は呉市内の呉三津田高校、あるいは呉宮原高校、安芸

郡内の熊野高校まで、その距離、公共交通機関の状況等から通学が可能だと判断しております。また実際、こうした高校へ地元の中学校から多くの生徒が通学をしているという実態がございます。

こうした状況を踏まえまして、令和4年度から生徒募集を停止することを提案するものでございます。

同様に、5ページから6ページにかけて呉昭和高等学校の生徒数の推移等のデータを記載しております。

また、7ページには、呉昭和高等学校の近隣の中学校2校と高等学校の配置図をお示ししているところでございます。

この度の両校の募集停止につきましては、在校生やこれまで学校を支えていただいた方々のことを考えますと、大変申し訳なく思うところはございますけれども、これからの子供たちの教育環境を守り、更に向上させていくためには苦渋の決断をせざるを得ないと考えているところでございます。

教育委員会事務局といたしましても、今後、両校の生徒がこれまでと変わらず確かな学力等を身に付けまして、一人一人がそれぞれの進路を実現できるよう全力で支援をしてまいりたいと考えております。

なお、本日決定いただいた場合には、令和3年2月定例県議会に、両校を令和6年3月31日をもって廃止することについて議案を提出する予定としております。御審議のほどよろしく願いをいたします。

平川 教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川 委員： 御説明ありがとうございます。私といたしましては、まず、今回の呉昭和高校のことについて伺いさせていただきたいのですけれども、これから入学しようとするであろう中学生、それから小学生もでしょうけれども、その影響を少なくするための本日の議案提出という部分も伺いいたしました。本当にこの影響がないのかということと、それから、これまでの両校の歴史についてどのように取り扱われるのか。

それと、たくさん言って申し訳ないのですが、例えば呉昭和高校ですとボランティア部を作って地域との関わりをされていたり、野外活動センター活性化の取組をされていたり、また、安芸高校では全国大会規模の優勝者を2回出すなど、安芸高校の陸上クラブの実績というものを、今後どういうふうに引き継いでいかれるのかということへの心配がありますので、伺いたいと思います。

杉本 学校経営戦略推進課長： まず、生徒への影響ということでございます。確かに今まであった学校がなくなるということになりますと、そこを目指してという生徒への影響等もある部分はあると思うのですけれども、基本的に、先ほど申し上げましたように、近隣に通える高校があるということがまず一つございます。それと、全体的にこれだけ生徒が減ってきておまして、やはり教育環境を県として一定の教育水準、維持、向上を図っていかうという中で、教育環境を整理するためにはやむを得ないという時期に来ているのかなということと考えておまして、こうしたことも含めて、今度、令和5年度から入試制度の改善等もございまして、各高校の特色等をしっかりPRをしながら、中学校3年生が主体的に進路選択できるように、丁寧に、中学校、あるいは小学校に対しても今後対応していきたいと思っております。

なお、現在の生徒もいますし、また今後、令和3年度入試については通常どおり実施をいたしますので、こちらの生徒に対する、やはり力をしっかり付けまして進路を確保するというのを最優先に取り組んでいくように考えてございます。

それから、これまでの歴史等ということがございました。確かに新設校といいまして、30年、40年という歴史がございます。そういう中で、これまで募集停止になった学校もそうなのですけれども、近隣の学校を引継校という形で指定をするようにしております。これは、卒業証明等を取るのに、引き続いてこの学校へ行けば取れるという学校を指定するものでございますけれども、これまでもそういった学校の歴史等をここに行けば見られるといったような空間の整備といったこともしてきていることがございますので、そういったことも踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

それから、地域との関わり、その学校の特色を引き継ぐということがございますけれども、これは今後の教員配置等も含めてということにはなろうかと思っておりますけれども、そういった、何が盛んな学校というところで、共通した歴史を引き継ぐ学校というものは意識をして、先ほど引継校をどうするかというような議論と併せて検討を進めてまいりたいと思っております。

中村委員： これまでは毎年、近年は定員減、つまり学級数の減で対応してきました。その中で、このままでは本当に学校数が維持できるのかということとは毎年危惧をしておりました。いよいよ今回、議案の提出ということでもあります。先ほども説明がありましたように、1校当たりが小さくなる中で、確かに教員の配置の問題、それから特に部活動、野球とかサッカーとか人気の競技であっても、単独でチームがなかなか作れない。あるいは、顧問の教員が必ずしも経験もなく前向きにやれるのかなという疑問を持つような現場も、いきさつを見てまいりました。

そういうことを考えれば、教育効果を上げる環境を改善するという意味で、学校数を減らしていくというのは、これはやむを得ないのかなと考えます。その対象としては、やはり中山間地域は距離的に通えない生徒も出てくるということになりますので、中山間地域以外の中で、今まで減らしてきてない地域で減らしていくとなるのも、これも致し方ないところだろうと思います。しかし、今回の2校は、いずれも先ほどの御説明であれば地元の中学校からの進学率、あるいは交通が至便などにあるということ対象ということになったということですが、歴史がある高校を減らしていくということは決して数合わせではないと思います。

先ほどの細川委員の質問にも少しありましたけれども、これまで地域に根差してやってきています。正にこれからの高校入試の改革に合わせて、各学校の特色を更に磨いてきている中だと思えます。通える・通えないということだけではなく、この学校に行きたいと思っていた生徒の希望であったり選択肢が減るところについて、通えるとはいっても、近隣の高校に志望を変えてもらうということについてはどのようにお考えかということをお教えいただけますでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： まず、直近の入試で言いますと、今はまだ報道で公表されたという段階でございますけれども、この時点で中学校の方に大きな混乱は生じてないという高校を通じて情報をお聞きしております。

それから今後、やはりいろいろ特色を出していくというところで、この2校について、どこまで今の段階でここを志願しようか決めていた生徒がいるかどうか分かりませんが、やはり募集停止をするということになりますと、これらの学校が担ってきた位置付けというもの、先ほど言いました引継校等においても、その文化とか、そういったものは引き継いでいくというのは、ある程度考えていく必要があると思っております。過去に、主に中山間地域で行われてきた募集停止の場合にも、例えば当時の倉橋高校が、今は呉市になりますけれども、島の学校としてございまして、こちらはカヌーが世界に行くレベルの生徒さんがおられまして、そういった伝統を引き継ぐということで、今、1学級になってはございますけれども、音戸高校に、例えばカヌー部を新たに作って艇庫を整備したりということもこれまでやっておりますので、しっかり該当の校長等と連携を取りながら、どういった形で今後、教育環境を整備していくかということも検討してまいりたいと思っております。

中村委員： 地元の中学校で混乱は生じてないということで、そうお聞きすると少し寂しいところもあるのですが、そうはいっても中学生のことですから、混乱が生じてないというのは、何と言いますか、混乱が生じたら大変なことですし、心の内に秘めているということも十分あり得ると思っておりますので、この不安を取り除いてあげるという努力が必要だろうと思っております。その上で、先ほどおっしゃられたような文化、伝統を引き継ぐという努力も当然必要だと思っております。

それからもう1点質問なのですが、これも細川委員も御質問がありましたが、卒業生から見ると自分の出身校がなくなってしまうということになります。そういった、歴史や卒業生であったり、これまでの資料があるかもしれませんが、そういったことを、引継校できっちり守られていくというような仕組みになっているのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： まず、先ほどの中学生のことなのですが、今、報道発表だけされた状態でございますので、今日以降も引き続き、高校を通じてしっかりと情報を把握しながら丁寧に対応していこうと思っております。

それから、引継校ですけれども、こちらは生徒の基本的なデータとか、要するに在籍証明とか、そういったものも取りに来るところがございまして。そういった基本的なデータと、それからどういった学校だったかという資料、賞状とかトロフィーみたいなものもあると思っておりますので、そういったものも含めて、引継校で引き継いでいると。今までそういった流れになってございまして、これは引き続き、校長等と連携しながら対応していきたいと思っております。



中村委員： 引継校というのは公式な仕組みというか、制度としてあるものなののでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 必ずその生徒が在籍したという、その引継をする学校なので、これは制度的に設けているということでございます。

中村委員： 今回、具体的にどの高校を引継校にするということは決まっているのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 通常は生徒が卒業していく最終年度に決めているというのが今までの流れですけれども、できるだけ早く調整をして対応していこうと思います。

菅田委員： 廃校ということは地域の方々並びに卒業生の方々からすると断腸の思いなのでしょうけれども、これだけ少子化が加速していて、先ほど中村委員が言われたクラブ活動、それから教員の配置の問題、そのほかにも体育祭とか学園祭などで子供たちは学ぶことも多いと思うのですが、そういった活動ができなくなるという意味では、少しやむを得ないのかなと思います。

都市部でもこういう流れというのは、今後も呉、広島以外にも起きていくとは思いますが、廃校後の施設の活用、例えばインクルーシブの場にするとか生涯学習の場にするとか、例えば今の状況ですと、コロナ禍で受入れが可能な病院がなくなるというようなこと。中国では武漢で緊急に病院を建てたのですが、日本ではそういうことは無理なので、校舎を改良して緊急医療施設に活用できないかとか、都市部ならではの廃校後の施設の活用の仕方というのはいろいろあると思いますので、その辺りは教育委員会だけの範疇ではなくて、知事部局と連携を取りながら、県民、市民、地域の人の全体がうまく活用できるようにしていただければと思います。以上2点、お願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。

今いただいたような意見ですけれども、これまで、やはり学校の所在する市ですとか町と連携を取りながら、どういった活用方法があるかというのは検討してございます。中には、先ほど菅田委員がおっしゃったような、地域の方々に武道場を開放してスポーツ活動とかしているといった事例もございます。あるいは、地元の学校に使っていただいたというようなこともございますので、丁寧に、庁内の知事部局との連携も含めて、しっかり対応を検討していきたいと思っております。

近藤委員： 大きく2点お伺いしたいのですが、まず、学級数の削減だけでは対応できなくなってきているという話があったのですが、この表の中の在籍者ピーク、昭和63年度と令和2年度を見ますと、1学年3学級以下の学校が平成元年度のときには2校だったのが、現在12校まで増えてきているということで、もうここに着手をせざるを得なかったということなのだろうと思うのですが、それで今まで頑張ってきたのだけれども、結局、この段階でという、増えてきた推移といいますか、その辺りを教えていただきたいのが1点です。あと、県立高等学校の在り方について、平成26年2月の基本計画で、取組の方向性として中山間地域の学校と中山間地域以外の地域についてということなのですが、中山間地域については学校活性化、1学年1学級規模の高校に協議会を設置して、3年間様子を見てというような基準があって手続というのがあると思うのですが、中山間地域以外の地域について、削減はやむを得ない中で選ばれてしまった学校というか、在校生、卒業生にとってみたら、なぜうちが選ばれたのかということ、やはり客観的、合理的な基準がないと説明がつかないし、納得はできないだろうと思うのです。

その中で、ここに理由として何点か挙げられているのですが、基準というものは平成26年2月の基本計画の中にはないのだけれども、合理的と考えられる検討事項として、1学年3学級以下で定員割れが生じているだとか、近隣の中学校からの進学者が減少しているだとか、交通至便な場所でほかの学校に行くことが可能であるだとか、そういった基準を出されたということなのか、それをもし今後検討することになっても、基準というか、基本的な考えというのは維持されることになるのかといった辺りを教えてください。

杉本学校経営戦略推進課長： まず、後半部分ですけれども、こうした基準というのは、確かに計画上にははっきり書いたものはないのですが、ただ、考え方といたしましては、やはり新設校を30校、先ほど言いましたが作ってきて、それが設置する前よりもはるかに生徒が減っている中で、今後、中山間地域以外につきましては、中山間地域というのは、やはりこれだけ学校が減ってきていますので、ではどこへ通うかという、その考え方の中に教育の機会均等という公立高校としての役割と、それからもう一つは質ですね。教育水準の維持、向上というこの2点で、この在り方に係る基本計画の考え方を示してございまして、やはり中山間地域においては、先ほどの機会均等に影響が生じるころまで学校が減っているとい

うことがございますので、やはり、まずは高校ということなので、一定の80人というラインは引きつつ、しっかり活性化を図っていこうということがございました。

一方で、中山間地域以外につきましては、やはり近隣に学校があるという状況がございます。やはり、もともとなかったところに地域の爆発的な生徒増の中で、何とか生徒を受け入れないといけないということで学校をたくさん作ってきたと。その学校を作ってきたがゆえに、今やはりこれだけ生徒が減ってしまうと、もともとなかったところにあるわけなので、全体として規模が落ちてしまうということがございます。ですから、ある意味、中山間地域以外においては、先ほどの教育水準を維持するための規模を確保するという、それが大前提としてやはりあると思っておりますので、そういう中で適正規模、いわゆる基本的な4から8学級というその規模について、いかに確保していくかというところで今後も検討していくということにはなろうかと思えます。

ただ、新設校について、一律にこれは要らなくなると思っておりますので、やはり急増期前と比べて、今、はるかに全県では生徒が減っているのですけれども、やはりそれぞれの地域における人口分布というのも当時とは違いますし、そういう全県的な生徒の数、どこにどのぐらいいるのかということと、どういった学校に通っているか、それから高校ごとの定員割れの状況ですとか、様々な条件を考えながら、やはり個別に判断することが必要かなと思っております。

それから、生徒減の状況というのはずっと傾向として出てきておまして、今後も続くだろうということなのですけれども、今、特に一気に増えているところというのは、平成17年ぐらいから、これまで6学級だったのが10学級になったりということで徐々に増えてきているという状況はございます。ピーク時は今と違って45人学級とか47人学級とかをやっていたら、それでも今の適正規模を上回る9クラス、10クラスという学校がたくさんございましたので、そこからいうと、まずはそこを8学級なり7学級なりというところに今落としてきておまして、その水準ももう維持できなくなってきて、どんどん落ちてきているという状況がございまして、これ以上は少し厳しいかなというのが現状としてあるということでございます。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。やはりほかの委員の皆さんもおっしゃっていたように、地元の皆さんや卒業生の皆さん、それから、これから進学しようと考えていた周辺地域の保護者の皆さんにとってはショックなニュースであろうし、やはり説明を尽くしていかなければいけないことだと思うので、私も御説明を聞いてきて一番ああそうなのだと思感しながら、びっくりしながら聞いたのは、やはりクラス数が減ると教員の数がぐっと減らざるを得ないと。4クラス以上だと29人、2クラスになると15人でしたでしょうか、その数をもう一度教えてもらっていいですか。

杉本学校長兼副校長： 先ほど申し上げました、例えばということで、全部一律というわけではないのですけれども、1学年4学級ですと、法定数上は29人というところが2学級になると15人になると、半分ぐらいになるという状況でございます。

志々田委員： ありがとうございます。この数というのは外から見ていると、4クラスが2クラスになっても、各学年80人とかぐらいの子供たちがいるわけだからと思ってしまうのだけれども、学校の内容を見ると、ほぼ先生の数が半数に変わってしまうというのは、やはりとても深刻なことだったと思います。特に学校は広大な敷地があるので、建物上の管理であるとか安全の配慮みたいなものも幾ら高校生であろうとも、小学生ほどではないにしろ、やはり目が届かないということについては大きな問題があると思えますし、それから施設の利用の仕方もですが、大事な県民の資源である学校という施設が、うまく有効に充実した形で使い切れていないという問題であつたりだとか、それから、おっしゃっていただいたように専門の先生の数が少なくなっていく。やはり高校というのは、多様な教科の高度な知識を持った先生方が学校の中にたくさんいて多様な学びができるということが小・中学校と高校の大きな違いだと思うので、そうした高校教育としての魅力というものも、具体的に、そういういろいろな同じ社会からの分野の先生たちの数が減っていったら、芸術や情報教育のところに関わるような、そういう先生方をお呼びすることができないようになっていくという。こうしたクラス数が減ることが高校にとってどれだけ教育的資源をもぎ取られていくのかということが、やはり皆さんにちゃんと伝わるような形で、これからも県教委としてはしっかりと伝えていかなくてはならない点なのだなということを、今回、寝耳に水で、えっ、と思ったので、やはりふだんからそうした情報発信というのは必要なかなと思えました。

というのも、もちろん凸凹はあるのですが、全国的に見て、広島県は高校の数が多い

などというのは多くの教育関係者が直感的に感じる数なのだと思うのです。なので、平成26年のときに一旦検討したけれども、それでもまだ少し多い状況だなというような、10年もたたないうちにこういう形で、やはり計画がだんだん次のフレーズに行かなくてはならなくなっているというところがずっと私も気がかりでしたし、心配してきたことがこの時点になって現実問題になってしまったのだというのは非常に印象的です。

もちろん、県立高校だけではなく、広島市立もあれば私立もあり、いろいろな学校がある中で、やはり広島県の県立高校ってすごくいいよね、ここに預けたいよね、通いたいよねと思ってくれる子たちを増やしていくことは大事だと思います。それは、県立高校の魅力化を抜きにして数さえ減らせば広島県の教育はよくなるのかということ、そんなに楽観的なことではないと思うので、2校の学校がなくなることを受けて、では、広島県の教育がどれだけ今まで以上に充実していくのかとか、今までできなかったことがこういう形で実現できるようになっていっているのだということを実証していくことも県教委には求められていることだと思います。

今、話し合っていることは学校の廃校という話ですが、大きい文脈で見ると、広島県の県立高校の魅力がどこにあるのかということをやはりきちんと今後も検討して、きちんと県民の皆さんに伝えて、課題とそのための対応策ということがワンセットになっているということを御納得いただけるような、そうした教育委員会会議の在り方を今後も考えていかなくてはいけないなど。これは一教育委員として自分自身にもとても大事なことだと思っています。

なかなか言葉を尽くしても感情的な部分で御納得いただけない部分はあるのかもしれませんが、その思いにきちんと真摯に向き合って、よりよい県立高校の運営を今後も考えていけるように私も頑張っていこうと思っています。以上、意見です。

杉本学校経営戦略推進課長： 志々田委員、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やはり生徒の教育環境をどういうふうに確保していくかというのが非常に大事なことだと思っています。本県、学びの変革を進めておりますけれども、これが、生徒間でもしっかり切磋琢磨して成長できるように取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

細川委員： ありがとうございます。志々田委員もおっしゃいましたけれども、私も一番大事なのは何かということ、子供の学ぶ機会と確かな学力の保障ができていくかということが大前提であると思うのです。それが完全にできていけば子供に対しては何の支障もないのではないかなと思うのですけれども。これまでやってこられた、それから、これからはやっつけられるであろう、なぜこうするのかということと、どのように対応していくのかということ、やはりちゃんと丁寧に説明をされると地域の人も応援をしてくださると思うのですよね。また、今回のこの2校の募集停止に関わる、立派な県教委としての取組を本当に十分にやり切ることで、これらからの、先ほど課長から御説明あった、10年から15年先の対応が納得された上で、進められていくのではないかなと考えます。

というのも、10年先、今の小学校1年生クラスの方が高校入試を迎えるまでに2,000人ぐらい減りますよね。それから、もう5年先にはプラス2,600人、だから5,000人弱の中学生が減ることになっていくと、私が住むこの中山間地域も全体で80人を、本当にキープできるのかというのは大変難しい問題になってくると思うのです。ただ中山間地域も含めて、中山間地域でないところの学校も、この10年後、それから15年後、広島県がどうなっているのか、そのときに何を指すのか、その責任が県教委にはあると思うのですけれども、その辺りのところはいかがお考えなのでしょう。

杉本学校経営戦略推進課長： 細川委員がおっしゃるとおり、今後もすごいペースで子供が長期的に見ると減っていくということがほぼ分かっているというところではございます。今、コロナ禍の中で、例えばICTを使った授業とかいうのも含めて、全県的に教育環境、今までのやり方ともまた違うようなものもどんどん考えていかないといけないということはあると思っております。そういう中で、そのときそのときの最適な手法を取っていくということで、今の再編整備を進めていかないといけないということもございまして、一方で、中山間地域、これ以上は少し厳しいという状況もございまして。その辺りを両方しっかりと見ながら、一番いい形というのを考えていくということにはなるかと思っております。今、具体的にこうするというところはなかなか申し上げにくいところはあるのですけれども、しっかりと全県の教育環境、あるいは教育水準の維持、向上が図れるように対応を検討してまいりたいと思っております。

細川委員： 重ねてお願い申し上げますけれども、今回の議案に上がった2校の募集停止に関わる

御対応をしっかりとさせていただくことで今後につながると思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

中村委員： 1点お聞きをしておきたいのですが、今後も生徒数の減少が予測されているわけですが、資料の1ページ目を取組の方向性というのが書いてございます。今後また予想どおり生徒が減少して、学校の募集停止を検討せざるを得なくなってしまう場合に、どこを今度対象にしていくのかというときに、今回、2校、五つずつ理由が書いてありましたけれども、ある意味急な、寝耳に水の発表になってしまっていると思います。中山間地域の場合は、もう1学年1クラスですから、これ以上減らしようがない学級の中で、80人以下が3年続けば対象というような明確なルールがあって、それを避けるために各地元も努力をされておられると思います。

先ほど言いましたように、今後、生徒が減っていく中で、どこかを募集停止しなくてはいけなくなるときに、では、どこを対象にしていくのかという点ですね。今回みたいにまた突然、ここはもう募集停止しますということがいきなり発表ということになってしまうのか、それとも何か、ある意味、客観的な基準が作れるのであればそれが馴染むのかどうかも、中山間地域とは全く違うとは思いますが、地元の努力等でこれを避けられるような何かルール作りといったようなことが考えられるのか、それとも地域性等々、一概に客観的な基準だけでは決めにくいということなのか、その辺り教えていただけないでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： なかなか難しい面もあるかと思うのですが、今回、急増期にできた学校で、なおかつ地元の受入れをするために設置をされたけれども、今かなりそこが減ってきてしまっているという状況があるのでこういった形で出させていただいています。一定程度、今回出させていただいたものは前例という形にはなろうかと思っておりますので、そこを踏まえて、今後も検討する必要があるかと思うのですが、結構、今までも先ほどの1学年1学級規模校の取組を進める上で、事前に噂になったりして、それが影響に出てしまうというようなこともいろいろお聞きをしております、なかなかどちらがいいかという判断というのが難しい面はありますけれども、今回こういう形でやらざるを得ないということを出させていただいておりますけれども、今後もうこういった形が一番いいかというのは引き続き検討していきたいと思っております。

中村委員： 中山間地域の1学年1学級規模の学校の場合は、最初そういう基準を設けて、学校活性化地域協議会も作り、対策をある意味、時間的猶予も決まった中で検討していく仕組みがあると思いますので、ここも踏まえて、今後の仕組みづくりの検討はされたほうがいいのではないかなと思います。意見です。

志々田委員： 今、中村委員がおっしゃったように、まず学校の利害関係者、ステークホルダーの皆さんには、各、全部の県立学校に関わってくださっている皆さんに、事実を知ってやはり学校の運営に関わってもらう必要があるなとつくづく思うので、そのためにも各学校に学校運営協議会、コミュニティ・スクール制度がきちんと設けられているのは広島県の県立高校の一つの運営の特徴だと思いますので、定員が割れている学校だけではなく、全ての学校で今の学校の運営状況がどうなのか、それから定員の充足率がどうなのか、そして、今後その地域の周りには中学生の数がどう変化するかというようなことは、危機意識と言ったら変ですが、問題意識を共有して、では、学校の活性化のために、学校運営の円滑化のために学校運営協議会は何ができるのかという実のある議論を、しっかりと行ってもらうためのものにしていく必要があるのかなと思います。

募集停止のためにどうこうという、一番難しい事態への対策ではなくて、学校がよく運営できていくために学校運営協議会は何ができるのかといったときに、現実の共有が大事だということを、全ての県立学校の少なくとも校長先生や学校運営協議会に関わっている皆さんにはお伝えできればなと思います。以上、意見です。

杉本学校経営戦略推進課長： 志々田委員、ありがとうございます。今、学校運営協議会の話もございましたけれども、各高校で今入試も変わりますし、それから、学校経営計画をこれに合わせて様式を見直して、しっかりと学校の特色を打ち出していこうという動きをしておりますので、この中でもしっかりとそういった共有が図れるように努めていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

**報告・協議 1， 公立学校におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果等について**

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1， 公立学校におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果等について、吉田施設課長，説明をお願いいたします。

吉田施設課長： それでは、公立学校におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果等について御説明申し上げます。

資料をお願いします。1の要旨にございますように、これは平成30年6月に発生いたしました大阪北部地震の際に学校のブロック塀が倒れて児童が亡くなった事案を契機として、全国的に学校のブロック塀対策が進められてきているところでございますけれども、1， 要旨にありますように、その取組状況につきまして、文部科学省が一昨年度、昨年度に続きまして、令和2年9月1日現在におけます3回目のフォローアップ調査を実施し、先般、12月23日に公表されたことを受けまして、本県の状況を取りまとめたものでございます。

2の(1) 県内の状況でございます。この表の左から3番目の一番下の欄の合計欄でございますけれども、調査対象となる261校のうち、同じく表B欄の安全性に問題があるブロック塀等を有する学校は118校であり、その右の欄の安全対策を今年度末までに完了予定の学校は88校となっております。

2ページをお願いします。次に、(2)の県立学校の状況でございますが、表のA欄の一番下の合計欄でございますけれども、県立学校103校のうち、同じく表B欄の中ほどですが、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校は27校であり、その右の欄のとおり、全ての学校において安全対策を今年度末までに完了予定という状況でございました。

次に、3でございますが、県立学校におきましては直近の状況を御報告させていただきます。本年1月15日、本日現在ということでございますけれども、先ほどの9月1日現在で未完了27校のうち、この表の中ほどB欄の最下段のとおり、1月15日までに15校が安全対策を完了いたしましたので残りが12校となっております。この12校の具体的な学校名はその下の表にお示しをしております。このうち、尾道東高校を除く11校につきましては、本年3月末までに安全対策を完了する見込みでございます。

尾道東高校につきましては、表の下に米印が続けてございますけれども、ブロック塀等の下にあります石積みの耐震性確保と一体での対策が必要となったことから、引き続き工法等についての検討を要するため、安全対策の完了は令和3年4月以降となる見込みでございます。

3ページをお願いします。4の今後の対応でございますけれども、尾道東高校を除く11校につきましては、引き続き学校及び業者と連携の上、今年度中の対策完了に向けて工事を進めてまいります。

なお、尾道東高校につきましては、工法等の検討を行い、早期に安全対策を完了するよう取り組んでまいります。

なお、市町立学校につきましては、安全上対策が必要なブロック塀等につきまして速やかな措置を講じるよう、市町教育委員会などに働きかけてまいりたいと考えておりますが、参考1として、市町別の状況をお示ししております。これの表のA欄の一番下、市町立学校811校のうち、中ほどのB欄、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校は、広島市、呉市及び東広島市の3市、これの91校でございまして、このうち、その右の欄でございますけれども、61校において安全対策を今年度末までに完了予定ということになっております。

また、表C欄の一番下でございますけど、ブロック内部の点検が未完了の学校は、呉市、北広島町で18校となっております。

4ページをお願いいたします。参考2としまして、昨年9月1日現在の全国の状況を

お示ししております。全国の公立学校全体における安全対策の実施率でございますけれども、表の一番下のD欄ということですが、右から3番目のとこですね。91.2%でございます。これに対しまして本県の公立学校全体における安全対策実施率は、その隣の85.1%となっており、全国を6.1ポイント下回っている状況でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いします。

細川委員： 課長、御説明をありがとうございます。3と4で尾道東高校という学校名が出てまいりまして、2ページ一番下に理由が書いてございますけれども、私も学校訪問で行かせていただいたこともあります。ブロック塀というよりも、あれはレンガ積みの非常に趣のある塀でありまして、たしか林芙美子さんの母校でもありましたよね。

吉田施設課長： そうです。

細川委員： ですから、非常に歴史のある趣のある塀を何とか考えようということではあります。具体的に、あのレンガ塀を取り払って無味乾燥の塀を付けられるのは安全上やむを得ないのかもしれませんが、何か特別な方法とかお考えでしたら御説明いただけますでしょうか。

吉田施設課長： 県立学校のブロック塀対策は、ブロック塀を撤去いたしましてフェンスを設置するというのが基本でございます。実は、尾道東高校のブロック塀と申しましたけれども、細川委員が言われましたとおり、レンガ塀になっております。しかも、レンガ塀の下に石積みがあるというような、今は安全ではございますけれども、不安定であるといえますか、なかなか法令の基準も満たしてないというような状況にはなっております。そういうことで工事の発注を準備している段階におきまして、単にレンガ塀だけの対応ではなくて、下の石積みまで耐震性を含めて考えなくてはいけないという状況が分かりましたことから、工法等について再検討をさせていただきたいと考えておりまして、時間を要することになったものでございます。

したがって、どのように対策をしていくかというのは今後の検討次第でございますが、現在の石積みの状況であるとか、地盤の状況であるとか、校舎も迫っておりますので、そういった現地の状況とかそういうものを総合的に考えまして、具体的な対策方法について安全性の確保第一にまずは考えていきたいと考えております。

細川委員： 御説明ありがとうございます。非常に歴史のある趣のある塀でありますので、課長がおっしゃったように、これを100%安全な塀にしようと思うのはかなり大変なことではないかと思えますし、費用もかかると思えます。その辺のところも、お金の問題もあるでしょうから、お金のことばかり言っちゃいけないのですが、是非、尾道東高校の歴史を考慮に入れられた対策を御検討いただきたいとお願いを申し上げて終わります。

吉田施設課長： 細川委員、ありがとうございます。細川委員の御意見も考慮しながら、今後どのように対策をしていくか検討を進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

中村委員： 安全性に問題があるブロック塀があるということは、地震等の場合、児童生徒の、正に体、安全の危険性があるということだと思いますが、お聞きするまでもないことだとは思いますが、今年度中に終わらない学校がまだ30校あるということですね。呉市の29校と東広島市の1校というのは、これは当然だと思いますけれども、最大限努力をされていて、それでも今年度中には終わらないというやむを得ない事情がおりという理解でよろしいでしょうか。

それともう1点、少しこれは分かりにくいのですが、2ページ目の県立学校27校というのは、これは上の表と下の表で少し齟齬があると思えますが、これは9月時点では全部今年度中に終わる予定だったけれども、尾道東高校が実は終わらないと、そういう御報告でしょうか。以上で、2点です。

吉田施設課長： ありがとうございます。

まず、後者の方の質問からですが、委員の御指摘のとおりでございます。昨年9月1日現在では、今年度、全校において今年度末までの完了を目指しておりましたが、本日現在におきまして、尾道東高校だけは来年度以降の完了の見込みとなっております。

それから、最初の方の質問でございますが、対策が遅れております市町の状況でございますけれども、例えば呉市におきましては、平成30年7月豪雨災害の影響で災害復旧工事を優先的に実施していることからなかなか手が回らないということをお聞きしておりますが、現在、まずは点検ということで、今年度中に何とか取り組むという話は伺っております。

東広島市につきましては、学校のグラウンドと隣接する私有地との境界にありまして

調整に時間を要していましたが、先般、早期に撤去する方針が決まったと聞いております。北広島町につきましても点検に向けて取り組んでいると聞いております。

ということでございまして、それぞれの市町によって事情が違いますけれども、取り組んでいる中でこのような結果になっているという状況でございます。

中村委員： 事情は分かるのですが、働きかけを是非よろしく願いいたします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

以上で本日の会議の全ての日程を終了いたしますが、会議冒頭でお願いしておりましたけれども、本日の会議の採決内容を確認する書面がお手元にあるかと思えます。先ほど採決したとおり、賛成・反対のどちらかに丸を記載していただきまして、最後に御記名をお願いいたします。

記載いただきました書面でございますが、県の職員が回収させていただきます。

本日は、ウェブ会議での開催で御不便をおかけしたことと思えます。今後とも御理解と御協力のほどお願いいたします。どうもありがとうございました。

(14 : 13)